

再評価結果(令和5年度)

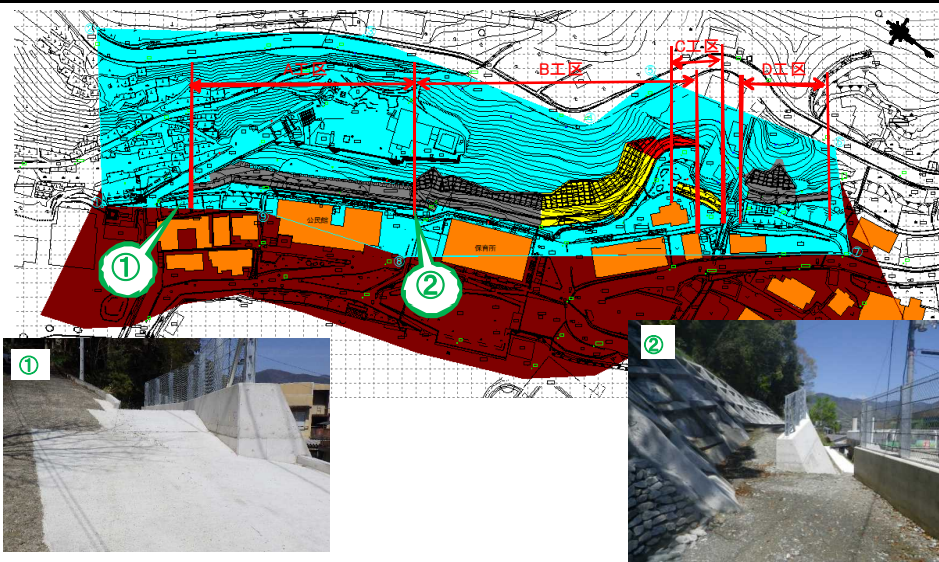
担当課: 徳島県砂防・気候防災課

担当課長名 森野 克也

事業の概要

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	事業区分	急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	徳島県
事業箇所	美馬郡つるぎ町貞光	箇所名	西山(2)		
事業概要	急傾斜地崩壊対策施設(擁壁工・法枠工)				
事業の目的・必要性	西山(2)は美馬郡つるぎ町貞光に位置する、がけ高30m、勾配31°の急傾斜地崩壊危険区域である。保全対象には人家15戸、保育所、公民館が含まれる。本事業により、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うことで、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。				
総事業費	230 百万円				

位置図 計画概要図



— 凡 例 —

■	急傾斜地崩壊危険区域
■	被害想定区域
■	保全対象家屋
■	指定地範囲
■	対策工(施工済)
■	対策工(R5)
■	対策工(R6以降)

事業評価結果

事業全体の投資効率性	基準年度	B/C	残事業B/C	総費用	総便益
	令和5年度	14.6	4.2	2.9億円	工事費・用地補償費等
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・人家の保全:家屋被害等の軽減 ・人的被害の軽減 ・要配慮者利用施設の保全 				
ソフト対策	土砂災害警戒区域等に指定済み(H23.3)である。また、土砂災害に係るハザードマップが周知されており、警戒避難体制の整備に寄与している。				
社会経済情勢等の変化	当該事業の実施は、土砂災害に対する地域住民の安全や避難路の確保、保全対象の被害の軽減等、防災面の向上に寄与している。				
事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画4工区(A~D)のうち、A工区、B工区(一部)、D工区の区間において、これまでの対策により概成済みである。 ・今後は未整備のB工区の残区間及びC工区について対策工を実施し、全体としては令和10年度(2028年度)の概成を目指している。 ・令和5年度の進捗率は事業費ベースで72%である。 				
感度分析	感度分析の結果においても事業の効果は確保されている。 事業費+10%:14.2, 事業費-10%:15.0, 工期+10%:14.7, 工期-10%:14.5, 資産+10%:16.1, 資産-10%:13.2 残事業費+10%:3.8, 残事業費-10%:4.6, 残工期+10%:4.2, 残工期-10%:4.2, 残資産+10%:4.6, 残資産-10%:3.8				
事業進捗の見込み	地元の協力を得ながら施工を行い、令和10年度(2028年度)の概成を目指して事業を執行する。				
対応方針(案)	継続				
対応方針理由	地元からの要望も高く、事業進捗が見込めることから総合的に判断した。				

※総費用、総便益は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。

継続の理由

想定される被害や社会的影響も大きく、事業の効果は高い。また、上記の費用便益分析の結果より、便益に対する事業費は妥当である。したがって、地域の人命・財産を保全するため、令和10年度(2028年度)の概成に向けて事業を継続する。